

令和8年教育委員会第7回臨時会会議録

開会日時 令和8年7月23日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時06分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 井 口 信二

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 顕	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	駒形 康弘
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	寒川 正敏	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。本日は田中委員から欠席のご連絡を頂いておりますけれども、出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が7件でございます。

それでは、議案第44号「葛飾区体育施設の使用区分の承認について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第44号「葛飾区体育施設の使用区分の承認について」議案を提出いたします。

提案理由といたしましては、葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設条例及び同施行規則に基づく使用区分について承認申請を受けたため、本件についてご審議いただき、ご承認いただきたく存じます。

2ページおめくりください。令和8年7月9日に、指定管理者より葛飾区体育施設の使用区分の承認申請を受けております。次ページ以降の別紙が、指定管理者の定める各施設の使用区分の新旧対照表です。

3ページ目にお進みください。3「その他」の(3)テニスコートにおいて、現行、上千葉公園運動場は、10月は6回目の16時から18時までを、11月から3月は6回目と7回目の16時から20時30分までを閉鎖していましたが、こちらの記載を削除して、通年で2回目から7回目まで貸し出しできるように改正する提案です。

前後して申し訳ございません。2枚目の資料にお戻りください。こちらが、本日承認を頂いた際の指定管理者に対する通知文の案とし、令和8年10月1日から適用するものといたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第44号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終了といたします。

続きまして、報告事項等に入ります。それでは、報告事項等の1「就学援助の誤認定について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「就学援助の誤認定について」のご説明を申し上げます。

1の「概要」でございます。就学援助は、経済的理由によって就学困難と認められる児童ま

たは生徒の保護者等に対し、本区が必要な援助を行う制度でございます。令和8年度の事務処理におきまして、学務システムの設定などに誤りがあったため、認定要件に該当するかどうかの判定が正しく行われず、誤った認定結果を記載した通知書を発送したものでございます。

なお、就学援助費の支給前に誤認定が判明したため、誤支給は生じておりません。

2の「原因」でございます。学務システムは、令和8年3月に国の標準仕様に準拠したシステムへ移行いたしました。この移行後の学務システムの設定に誤りがあり、生活保護の受給状況が照合されなかったこと、また、令和7年度の生活保護の停止・廃止データが、学務システムに取り込まれなかったことから、誤認定が生じたものでございます。

3の「誤認定の内訳」でございます。誤認定者数は全部で58人でございます。内訳といたしまして、表の1番の誤認定の内容でございますが、生活保護を受給していない申請者が、申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをして申請した場合、誤って要保護と認定したものでございます。この対象者は全部で51人で、そのうち正しい認定区分が準要保護の方が41人、否認定の方が4人、審査保留の方が6人でございます。

次に表の2番でございます。1番とは逆に、生活保護を受給している申請者が、申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをしていない、または、ほかの申請理由をチェックして申請した場合、誤って準要保護と認定したものでございます。対象者は5人で、正しい認定区分は要保護でございます。

2ページをご覧ください。表の3番でございます。前年度に生活保護が廃止となった申請者について、生活保護の停止・廃止データが取り込まれていなかったため、誤って否認定としたものでございます。対象者は2人で、正しい認定区分は準要保護でございます。

ここで、3ページの別紙をご覧くださいませでしょうか。就学援助の区分と認定要件をまとめた表でございます。区分の一番上にございます要保護は、生活保護を受けていることが認定要件となります。その下の準要保護につきましては、認定要件の欄で、次のいずれかに該当することといたしまして、1番で前年度または現年度において、生活保護法による保護が停止または廃止されたことと規定しております。

2ページにお戻り願います。4の「これまでの対応」でございます。誤認定者を含め、6月26日に令和8年度の認定に係る通知書を送付していたため、7月14日に誤認定者へお詫び文と認定の取り消し、または変更に係る通知書を送付いたしました。

5の「今後の対応」でございます。学務システムの設定などに誤りが生じた原因について、現在調査中でございます。原因が判明次第、速やかに再発防止策を講じてまいります。再発防止策等につきましては、改めて教育委員会へ報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 就学援助費支給前に分かって、とてもよかったと思います。3月に標準準拠システムに移行した際、学務システムの設定に誤りがあったことをもう少し早く気づけばよかったのかなと思います。今後、システムの変更後には十分気をつけて、複数で取り組んでいただこう、よろしくお願いいたしますと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今回起きたことにつきましては、この後しっかりと原因を追及いたしまして、それに対応した再発防止策を考えてまいります。また、次回の教育委員会以降で報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員 なかなか保護者の方にこの就学援助のルールを理解していただくのは難しいかなという気もしているのですが、審査保留とって、必要な書類も出ていない方も現れているということは、どこまで本当に必要な、この就学援助を利用したいという保護者の方に情報が届いているのかというのはちょっと不安になります。

別紙でついている認定要件の書類とは別に、当然のことながら、保護者の方には理解しやすい平易な文章でお知らせしていただいていると思うのですが、その辺の工夫はいかがでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員のお話のとおり、就学援助の要件ですとか、制度そのものが複雑なところがございます。保護者の方にも全てをご理解いただくのは難しいのが現状だと思っております。なるべく分かりやすい案内や申請書をこちらからお送りするとともに、外国人の方へ向けには、例えば4か国語で概要を示した通知文を添付したほか、今年度からオンライン申請を開始いたしました。オンライン申請では、外国人の方は自分が使っているスマホとかパソコンの言語でそれが読めるようになりますので、そういった点では、外国人向けの対応も今回進んだところだと考えているところでございます。

先ほどお話がございました審査保留の方につきましては、こちらからもどの書類が足りないのか通知をいたしまして、相談があればしっかりとご説明いたしますし、書類が届きましたら、要件が整い次第4月に遡って認定をいたしますので、きちんと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○久保委員 確認ですが、審査保留という方には、あなたはこういう書類を出してもらえたら大丈夫ですよという具体的な指示まで含めてご案内してくださっているということでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 審査保留になりましたという通知を出すときに、その通知の中で、この書類が足りない、もしくは、税の申告がされていないために審査保留となっておりますというところは、通知に記載しております。また、問合せ先も載せてございますので、何か不明な点がある場合には、保護者の方から学務課のほうに問合せを頂きまして、きちんと説明をする、そういったやり方を取っているところでございます。

○久保委員 区民の方からよく聞くお話なのですけれども、役所から届くいろいろな書類、国のいろいろな制度や葛飾独自のルールも含めて、生活の補助など様々なことが行われているというのは分かるのですが、区民の方が高齢の方や外国籍にかかわらず、日本語を理解する方にとっても、行政用語というのはなかなか理解しにくいところが多いのではないかとということで、ご意見を頂いています。

今、地域でよく言われているやさしい日本語の表現をぜひ取り入れていただきたいと思います。日本語はとても難しくて、「やってやれないことはない」というのと、「できるものならやってみろ」というこの二つの言葉は、つまりどっちなのということが時々お話に出るのです。

ですので、やっぱり日本語の言葉のいい部分でもあるのですけれども、こういう提出書類に関しては、これはできないのですよということがはっきり分かるような表でもいいですし、日本語の主語、述語という文章でなくても、明確に相手に伝わるような工夫をぜひしていただきたいと思うのですけれども。

○教育長 学務課長。

○学務課長 委員のお話のとおり、就学援助は、日本の方にとっても難しい言葉が使われていますし、制度そのものが複雑なところもございますので、例えば広報課では、より分かりやすい通知文になるよう、民間の事業者からアドバイスを受ける制度もございますので、そちらを利用するなどして通知文やホームページをより分かりやすいものに変えていくような努力は、今後検討していきたいと思っております。

○久保委員 よろしく申し上げます。

○井口委員 今回の一連の誤認定の経緯について日を追ってちょっとお聞きしたいのですが、まず申請の締め切りがいつで、決定がいつなされて、それが保護者にいつ通知されたのか。通知された後に誤認定が明らかになったわけですが、どういう経緯で発見されたのかも知りたいなと思うのと、再通知がいつ頃されたのか。ちょっと日を追って教えていただけますか。

○教育長 では、時系列で。学務課長。

○学務課長 まず、8年度の就学援助の申請書につきましては、各学校を通じまして全保護者の方に、4月当初に申請書類をお渡ししているところでございます。その提出の締め切りが4月23日でございます。

その後、学務課で審査、認定をいたしまして、実際に最初に認定通知を送りましたのが6月26日でございます。令和8年度の認定に係る通知書を送付しております。

今回の認定誤りが判明した経緯につきましては、今回の認定者、令和8年度にどの方が認定されたかということ、各学校に要保護と準要保護の認定区分を示して通知しております。

これは後々、各学校から要保護、準要保護の方が実際に就学援助の対象項目について、幾らお金を払ったか、校外活動に参加したかどうかなどを確認する必要がありますので、各学校に要保護と準要保護の方をお知らせする通知を出しております。

それを通知しましたところ、学校から、生活保護を受けていないのに、就学援助では要保護と認定されている方がいる。こういった連絡が学務課にございまして、確認いたしましたところ、確かに誤りがあったというところを認識したところでございます。

その後、どういったことが原因で認定誤りが起こっているのかというところは、システムの開発事業者などと調査をいたしまして、原因が分かり次第もう一度認定作業をやり直しまして、正しい認定結果を通知いたしましたのが7月14日になります。14日に誤認定者の方へお詫び文と正しい認定通知書をお送りしたところでございます。

経緯といたしましては、以上になります。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 最後の確認なのですけれども、誤認定者の方に謝罪と改めての通知を出していただいたということで、そこで不満とかそういうことはなく、皆さん、ご理解いただいているということでよろしいですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今回、誤認定の通知を送ってしまった方は全部で58人おりまして、この中で対応方法を少し分けまして、58人の中でも、就学援助の認定をしたのに、結果として正しい認定区分が否認定、もしくは審査保留だった10名の方につきまして、学務課の職員から10名全員の方に電話連絡をいたしまして、お詫びと概要をお話しするとともに、今後取っていただきたい対応について説明させていただきました。

その上で、必要があればこちらからご自宅に伺って、さらに説明するつもりでございましたが、そのような希望はなく、お1人だけ学務課に来て説明を聞きたいという方もいらっしゃったのですが、当日都合が悪くなってしまい、結果として、正しい認定通知書を郵送していただければ結構ですというお話を頂いたところでございます。

それ以外の方につきましては、電話連絡等は行っていないのですけれども、通知書を送るに当たりましては頭紙をつけまして、そこに謝罪の言葉と、誤っていた認定区分はこちらで、もしくはこの認定区分、認定の理由はこういう理由ですという説明を記載し、中には外国の方も

いらっしゃいますので、概要について4か国語で記載した文書も添付して郵送したところでございます。

その結果といたしまして、7月14日に発送したのですが、今のところ、問合せや苦情等の連絡はこちらにはないところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

次に報告事項等2「弱視通級指導学級の移設について」の報告をお願いします。

総合教育センター管理担当課長。

○総合教育センター管理担当課長 それでは、報告事項等2「弱視通級指導学級の移設について」ご説明いたします。

まず、1「概要」です。立石中学校の弱視学級を、生徒の在籍状況と今後のニーズを踏まえて、令和9年度から大道中学校に移設いたします。

2「現状と今後の方向性」です。現在、立石中学校には、弱視学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しているところでございます。弱視学級につきましては、令和8年度の在籍生徒数がゼロとなっております。一方で、令和9年度には、住吉小学校の弱視学級に在籍する6年生2名のお子さんが、中学校においても継続して通級する見込みでございまして、受け皿となる学級の確保が必要になっております。また、立石中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級は、設置当初の令和4年度には3名だったのですが、だんだん人数が増えてきて、令和8年度には当初の5倍以上の16名となっております、ニーズが大きく増加しているところでございます。

こうした状況を踏まえて、入級者が増加している自閉症・情緒障害特別支援学級については、引き続き立石中学校で運営し、併設の弱視学級については大道中学校へ移設いたします。

3「移設計画（案）」です。移設時期は令和9年4月1日で、在籍生徒数がゼロの令和8年度が移設の準備検討時期として適切だと判断いたしました。

次ページをご覧ください。移設先として大道中学校を選定した理由ですけれども、現在、立石中学校から比較的近い距離にあるということ、また、入級を予定している児童の通学への影響を最小限に抑えられること、また、必要な空き教室を確保できるためです。

移設に当たっては、PTA室を弱視学級として活用いたしまして、エアコンの設置や教材の整備を行います。これらの経費は、令和8年度の既定予算の範囲内で対応いたします。

4「今後の進め方」です。今後は、9月に発行される入学案内冊子への掲載を経まして、令和9年3月までに必要なエアコンの設置、教材整備を行いまして、同年4月から大道中学校で運用を開始する予定であります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 弱視学級というのは、どんなサポートをされているのかというのを教えていただいていたいいですか。

○教育長 総合教育センター管理担当課長。

○総合教育センター管理担当課長 弱視学級でどのような指導をしているかということですが、主に3点ございまして、まず1点目は、目が見えにくいためにつまずきがちな学習内容について、教科の内容と関連付けながら指導を行うということです。2点目は、見比べたり、効率よく探したりという作業がうまくできるように、上手な目の使い方ですとか、道具の使い方、体の動かし方を練習いたします。3点目は、例えば文字が大きく見えるようなルーペとか、単眼鏡を活用したりですとか、文字を拡大して読めるような拡大読書器と呼ばれている機材を使ったり、一般のお子さんのようにタブレット端末などの使い方を学びまして、目が見えにくかったとしても効率的に学習できるようにしているところでございます。

以上でございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

久保委員。

○久保委員 昨今のマスコミ報道でも、今回の弱視通級学級以外にも、様々な特別な支援を必要とするお子さんの人数が増えているという現状がありまして、本区においてもいろいろな学校で、専門にそのことをご指導くださる先生方の研修なども進めていただいていると思うのですが、立石以外でも葛飾全体を通して、今後の特別支援の充実に必要な、今対処すべき行政としてできること、また、そういうことで先進的に取り組んでいる教育分野の状況など、ちょっと漠然としているのですが、教えていただければと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○教育長 総合教育センター管理担当課長。

○総合教育センター管理担当課長 私どもとして課題だと思っているのが、自閉症・情緒障害特別支援学級の受入れについてです。知的の障害の学級であっても、入級者が増えているという実態はありますが、それよりも自閉症・情緒障害特別支援学級へ入級希望者が今、大変増えておりまして、そちらの対応をどうするかというところを検討しているところです。

○久保委員 ありがとうございます。なかなか子どもたちの成長に合わせた適切なフォローができることによって、子どもの可能性が伸びるということも期待できると思うのです。そうした意味で、やっぱりご専門の先生方のご指導に、きちんと子どもたちがそういう環境の中で育っていくということは、親御さんにとってもとても安心の生活にもなりますし、何よりお子さんがやっぱり自分を理解してくれる、受け入れて、なおかつ、その子どもの成長が促せるとい

う教育現場をつくっていくというのは、やっぱり大人の責任、行政の責任だと思っておりますので、事前にそういうことが分かっている、今、当然放課後デイとか通っていらっしゃるお子さんもいるわけですから、こういうことに先手を打つというのは、ちょっと言葉として適切でないと思うのですが、やはりそういうことが分かっている方が声を出していかないと後追いになって、もっと早くこれをやればよかったということが行政としてやっぱり多いものですから、ご専門の方のそういうことに関しては発信していただくこと、また情報提供していただくことが、こういう教育委員会みたいな場所でも大切なことと思っておりますので、ぜひ子どもたちに合わせた教育が実現できるよう、所管の先生方のご尽力に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。補足しますと、各学校からもいろいろな情報を頂いていますので、区全体で今後どうしていくのかというのは、庁内でまず検討した上で、一定の形になったら教育委員さんはじめ、いろいろな関係の方々に説明をしていきたいなと思っています。私どもも課題意識は非常に高く持っているところでございます。

井口委員。

○井口委員 ちょっと関連してなのですが、現状、自閉症・情緒障害学級が大変だといところはよく分かったのですが、今、区内にいる子どもたちでもそうなのだけれども、ちょっと聞いたのは、他地区でこの学級に通っていて、親の仕事とか転居で葛飾に来て、そういう子が、申請の時期は決まっているので、その時期が来ないと申請できない。なかなか頻繁にあるものではないので、年に何回かと思うのですが、転校してきた場合になかなか入れなくて、学校で非常に苦労しているという現状がある話を聞いたのですが、その他地区でもそういう学級に通っていた子どもが転居してきた場合、救済措置みたいなものはないのかなど。いかがでしょうか。

○教育長 総合教育センター管理担当課長。

○総合教育センター管理担当課長 他自治体の特別支援学級に通っていたお子さんが、葛飾区に引っ越してきてからも、引き続き同じような学級に入級したいというご希望は転学相談という形で受けておりまして、親御さんの意見なども踏まえながら、なるべくご希望がかなうような調整の仕方は今しているところでございます。全く希望がかなわないというところは、私としてはないのかなと認識しているところなのですが、もし、そういうケースがあるとしたら、職場に戻って職員にもよく確認して、対応を検討させていただきたいと思います。

○井口委員 そうすると、転校してきて、そういう教育を受けたいという場合には、今、一般の申請もこれだけ待っている中でなののですが、後回しにされることなく対応していただけているという理解でよろしいですか。

○教育長 総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 今、委員ご指摘のとおり、自閉症・情緒障害特別支援学級については、5月末で就学相談、次年度の入級については申し込みをそこで締め切りにしておりまして、途中入級は今現在認めておりません。ただ、実際にそういう声というのは聞いておりますので、今、現状は途中で入ることは難しいのですけれども、そこは課題として認識しております。以上です。

○井口委員 ありがとうございます。分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等2を終了します。

続きまして、報告事項等3「私立学童保育クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等3「私立学童保育クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業について」のご説明をいたします。

まずは、1の「概要」でございます。本件は、私立学童保育クラブに従事する職員用の宿舍の借上げを行う事業者に対しまして、借上げに係る経費の一部を、東京都の補助事業を活用して補助することにより、私立学童保育クラブにおけます人材の確保、定着及び離職防止を図るものでございます。

次に、2の「内容」のうち、(1)戸数につきましては、1クラブ当たり最大3戸まで、(2)基準額につきましては、1戸当たり1か月につき最大8万2,000円、(3)補助率につきましては、東京都が4分の3、区が8分の1といたしまして、事業者による自己負担は8分の1というところでございます。

最後に、3「予算措置」でございますが、本年第3回定例会におきまして、補正予算案に計上する予定でございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3の「予算措置」の資料なのですけれども、第3回区議会定例会ですよね。定例会だけだと何か分からないので、葛飾区議会定例会ということで修正をお願いします。

それでは、報告事項等3を終わります。

報告事項等4「私立学童保育クラブにおける熱中症予防支援事業について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等4「私立学童保育クラブにおける熱中症予防支援事業について」のご説明をいたします。

まずは、1の「概要」でございます。本件は、東京都の補助事業を活用いたしまして、私立児童保育クラブの熱中症予防を行うことで、安全安心な施設環境を確保するものでございます。

次に、2の「内容」のうち、(1)につきましては、日除け用のシェードやミストシャワーのほか、テント、スポットクーラー、サーキュレーター、扇風機、遮光カーテンなどの購入に必要な経費につきまして、1クラブ当たり上限100万円とする内容と、(2)につきましては、児童用の飲料水や冷却シート、ネッククーラーなどの消耗品の購入等につきまして、1クラブ当たり上限2万円とする内容でございます。(3)補助率につきましては、東京都が4分の3、区が4分の1としているところでございます。

最後に、3「予算措置」でございますが、本年第3回区議会定例会におきまして、補正予算案に計上する予定でございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等4を終わります。

続きまして、報告事項等5「令和7年度葛飾区スポーツ活動助成実績について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等5「令和7年度葛飾区スポーツ活動助成実績について」ご報告いたします。

1の「概要」についてです。葛飾区文化・スポーツ活動振興条例に基づき、スポーツ活動に関する国際規模をはじめ、全国、関東、東京都などを規模とする行事に参加した個人または団体に対して、その参加に要する経費の一部を助成した実績を報告するものです。

2の「助成件数、参加者数及び助成金額」につきましては、表をご覧ください。助成件数は、個人、団体を合わせて95件、参加者数は522名でした。助成金額は535万147円で、内訳といたしましては、交通費が275万8,206円、運搬費21万924円、宿泊費が238万1,017円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の「令和7年度スポーツ活動助成実績一覧」のとおりです。なお、令和8年4月1日以降の活動については、宿泊費の上限を7,000円から1万円に要綱改正したことを報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 本区のスポーツ施設、本当に他区と比較しても類を見ないほどすばらしい施設が

充実しています。全国大会、関東大会、東京大会、子どもたちも含めてかなり出場しております。国際大会も結構行っていると思うのですが、助成金は0円なのですか。

○教育長 確認ということで。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 申請が上がってきたものに対して助成をするということで、申請がゼロだったという結果でございます。以上です。

○壺内委員 結構行っていますよね、実際は。どうなのでしょう。申請はなくても。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告もないわけではないのですが、まずトップアスリートの制度がありまして、オリンピックを目指して世界大会に行く方については、そちらの助成金を対象として行っておりますので、こちらは対象外にしているところで、すみ分けをしているところが現状でございます。

以上です。

○壺内委員 分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等5を終了いたします。

続きまして、報告事項等6「体育施設の利用の在り方に関する見直しについて」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等6「体育施設の利用の在り方に関する見直しについて」説明させていただきます。

初めに、項番1「目的」です。令和8年3月31日付で、本区に提出されたバルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員会による調査結果を踏まえ、本区のスポーツ振興を一層活性化し、区民がより公平かつ快適に利用できる体育施設の環境を整備するため、体育施設の優先利用を認める協定におけるモニタリング制度の導入及び協定に基づく優先利用の考え方について、見直しを行うものです。

次の項番2「新たな協定とモニタリング制度について」です。体育施設の優先利用を認める協定を締結する際には、団体の状況を的確に把握して協定締結及び更新が行えるよう、モニタリングを実施してまいります。

3ページ別紙1「体育施設の優先利用を認める協定の各場面におけるモニタリング」をご覧ください。なお、本区はこれまで協定を締結して、様々な団体と連携を図っておりますが、これから説明するものは、協定締結により体育施設の優先利用を認める場合に限定するものといたします。

まず、1の「協定締結時」です。左上のアに記載したとおり、協定締結を希望する団体から文書にて協定締結の申出とともに、（3）に示した団体の状況や財務状況、団体の実績及び事業、地域貢献活動の計画書などの資料の提出を受けます。

次にイの審査ですが、（2）審査の考え方は、ア、協定に基づき実施する事業が「葛飾区スポーツ推進計画」などのスポーツ施策に合致し、区の魅力・認知度の向上に寄与すると認められることとし、団体のこれまでの活動実績や協定締結により実施する事業予定について、後ほど説明する別表1「協定締結の審査基準」で判断いたします。また、イ、地域貢献活動を区が定める基準以上に実施するとともに、ウ、団体の状況について利益相反の可能性がある者が団体の役員にいないこと、公認会計士による団体の財務状況の分析結果に問題がないことを、主管課である生涯スポーツ課が審査を行います。具体的な判断基準は、6ページの別表1「協定締結の審査基準」をご覧ください。

1の「これまでの活動実績に関する基準」として、区分1の「公式戦」で優先利用を行う場合は、前年度の観客数の実績が、優先利用を希望する体育施設の収容人数の半分以上を1回でも超えた試合があること。例えば奥戸陸上競技場を優先利用として公式戦の実施を希望する場合には、収容人数2,000人の半数となる1,000人を超えた実績があることを条件といたします。

区分2の「スクール事業」での優先利用を行う場合は、プロリーグまたはこれに関連するリーグに所属するチームによる運営など特殊性を基準にします。さらに、区分3として、体育施設の優先利用が公式戦とスクール事業のいずれかの場合においても、団体の活動の知名度や全国的な活動の実施を基準とします。

次に2の「協定締結により実施する事業に関する基準」として、「公式戦」での優先利用を行う場合には、区民無料招待や愛好者以外のファン獲得などの取組み。「スクール事業」での優先利用を行う場合は、区民が参加しやすい割引制度などの実施。さらに、公式戦とスクール事業の共通する基準として、チーム名や事業名に葛飾または葛飾に関連する名を関することにより、葛飾区の魅力や知名度を向上させることを挙げております。

恐れ入ります。3ページ目にお戻りください。申出があった団体が様々な基準を満たし、協定を締結して問題ないと方針した場合、ウ、文教委員会へ報告し、文教委員会での議論を踏まえて、エ、協定の締結を判断してまいります。

次に、4ページ目をご覧ください。このページは、協定締結中の中間審査を示しています。10月に4月から9月まで上半期の活動について、事業実施報告書と地域貢献活動報告書の提出を受け、計画どおり実施されているかを審査いたします。

最後に5ページ目をご覧ください。このページは、協定更新時の流れを示しています。基本的に協定締結時と同様の流れで審査を行います。12月に団体から申出を受け、協定更新を行う方針とした際には、区議会第1回定例会における文教委員会で報告いたします。

1 ページ目にお戻りください。項番3の「協定に基づく優先利用について」です。公式戦とスクール事業及び練習等の活動に分類し、それぞれの取り扱いを定めます。

(1) 公式戦の取扱いについては、ホーム戦など、必要最小限の優先利用を認めます。そして、(2) スクール事業及び練習等の取扱いについては、地域貢献活動の実施回数に応じた優先利用とします。

7 ページ、別紙2の「地域貢献活動の実施基準及び優先利用可能回数について」の資料をご覧ください。

①区内小・中学校等への訪問教室等、区民を相手に行う事業、②区主催または共催のスポーツイベント等への協力とし、これらの数に応じて団体をA B Cの3区分にランク分けし、優先利用可能回数を決定します。例えば、年間30回以上実施する場合には、A区分に該当し、週30枠までの優先利用を可能とします。なお、優先利用回数に上限を設けましたが、地域貢献活動をすれば上限枠まで取り放題というわけではなく、後ほど説明いたしますが、各体育施設の優先利用の上限の範囲内で、優先利用回数分の優先利用ができることとします。

この資料の下段の2「留意点」には、(1) で利用調整会議にて各団体との調整が必要なこと。そして、(2) で他団体や一般利用者に配慮しながら、必要最低限の利用回数に努めること。(3) で公式戦のみでの優先利用であっても、協定を締結するためには、年間10回以上の地域貢献活動を必須とすることを明記しました。

1 ページ目にお戻りください。このページの下段から次のページに明記したとおり、各体育施設について協定に基づく優先利用の上限を設定し、一般の利用者に与える影響を抑制します。なお、スポーツ協会など協定締結団体以外の優先利用についても、一般の利用者に与える影響を考慮し、予約が困難な施設において、土日祝日のうち、月1日程度優先利用を認めず、一般利用者が施設利用を可能とする日を利用調整会議の中で設定します。

さらに、1団体が施設を独占してしまわぬよう、1日2枠まで、かつ月曜から金曜までの各時間帯5枠のうち4枠まで、土日祝日は週4枠までと同一体育施設における優先利用の上限を設けます。

8 ページ、9 ページに別紙3「優先利用の上限と優先利用のイメージ」。こちらの資料をご覧ください。

1「各施設の優先利用の上限」ですが、先ほども説明したとおり、一団体が同一施設を独占してしまわぬよう、1日当たり2枠まで、かつ平日は各時間帯当たり4枠まで、土日も週4枠までとします。

項番2から4は、優先利用10枠の場合、20枠の場合、30枠の場合のそれぞれのイメージとなります。

次に10 ページ目以降、別紙4の協定書(案)をご覧ください。この協定書(案)は、これま

で説明させていただいた内容及び第三者調査委員の調査結果の指摘を反映した内容としており、総務課法規担当係と協議しながら作成したものです。

協定締結に当たってはこの案を基本として、団体の実態を反映させた協定書を作成いたします。例えば、11 ページ第5条、6条、7条のとおり、権利義務の譲渡、共同運営、利益相反の禁止については条文中で明記いたします。また、12 ページ目、第10条には協定期間及び更新手続として、1号には有効期間、5号では1年更新とするものとし、自動的に更新されるものではないものとする旨も記載しております。また、14 ページの別表1については、提出資料について、15 ページ目の別表2には、地域貢献活動の実施回数における優先利用の可能回数を明記するとともに、優先利用する施設名を明記します。

協定書（案）については以上となります。

最後に、2 ページ目にお戻りください。5 「今後のスケジュールについて」です。7月の文教委員会後、協定締結を希望する団体から申出を受け付け、8月中に審査資料を受領し、審査いたします。

審査において協定を締結する方針となった場合には、9月の文教委員会で報告いたします。文教委員会での議論を踏まえ、協定を締結すると判断した際には、10月に団体と協定を締結いたします。その後、11月、12月に行う令和9年度体育施設利用調整会議で、次年度の優先利用施設を決定いたします。

なお、利用調整会議における施設の優先予約は、あくまでも仮であり、4月の協定開始や更新までに何らかの理由により協定を解除する事態となった場合には、取り消すことといたします。

そして、令和9年4月1日から、新たな協定による体育施設の利用を開始し、10月に上半期の中間報告、12月に更新の申出を受け、3月の文教委員会で協定更新に関する審査結果を報告した後、次年度の協定を更新し、4月から更新後の協定による体育施設の利用開始というスケジュールで進めていく予定です。この制度を運用するに当たり、改善する必要がある際には随時報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 バルサアカデミーに関する第三者委員会の調査結果を踏まえて、いろいろ見直しをしていただいたと思うのですが、これはというところだけでも構いませんので、以前から大きく見直したところだけ教えていただけますか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 これまで区と協定を結んで、体育施設の優先利用を認める団体との協定

なのですが、しっかりとしたルールがなく、協定を結んだ後に団体の状況をチェックする、そういった仕組みがなかったところが一番の原因でございます。そして、支障がなければ協定は自動更新ということですので、毎年毎年行政のほうで団体の状況を把握しないまま事業が継続されていたというところが、今回の一番のポイントになっていまして、今後は協定を結ぶ際、また協定を結んだ中間、そして1年ごとに更新で団体の状況をチェックすると、そういった仕組みをつくったところでございます。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

以前に比べたらかなりハードルを上げたというか、厳格にしっかりやっ払いこうということで見直しておりますので、ご理解いただければと思います。

それでは、以上で報告事項等6を終わります。

続きましては、報告事項等7「スポーツ振興くじ助成金における財産処分納付金の納付について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等7「スポーツ振興くじ助成金における財産処分納付金の納付について」説明いたします。

項番1「概要」です。奥戸総合スポーツセンター陸上競技場は、平成30年度に独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、老朽化に伴う人工芝の張替工事を実施いたしました。当該助成金についての交付要綱には、10年間の処分制限期間が定められており、期間内に処分をする場合には、残存年数に応じた財産処分納付金をセンターへ納付する必要がありました。

しかし、財産処分納付金についての認識がなく、今回、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事において、人工芝の処分を行った後に、財産処分納付金の納付が必要であることがセンターからの指摘により発覚いたしました。

項番2「財産処分納付金額」です。平成30年度受領金額2,400万のうち、処分制限期間10年のうち、残年数の3年分、720万円の予定でございます。

項番3「今後の対応」です。歳出予算の流用により、財産処分納付金を納付することといたします。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はいかがでしょうか。ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

こうした事態が今後起きないように、事務局一同、気を引き締めてまいりたいと思います。

以上で報告事項等7を終わります。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第7回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時06分